

岩美病院では、看護師奨学金の利用者を募集しています

岩美病院は、平成21年度から病院独自の看護師の奨学金制度をはじめました。

この奨学金制度は、看護師として、岩美病院で働く意欲を持っている方を対象に、学業及び生活等を支援する貸付制度です。

貸付制度の内容と募集要項は次のとおりです。希望される方は、病院事務室までお問い合わせください。（電話73-1421）

1. 貸付制度の内容について

(1) 奨学金の貸付の要件

- ① 保健師助産師看護師法第21条に規定にされている文部科学大臣の指定する学校、又は厚生労働大臣の指定する看護師養成所に在学している者
- ② 看護師免許を取得後、直ちに岩美病院に職員（正職員）として勤務する意思を有する者

です。なお、奨学金は無利子です。

(2) 奨学金の額

月額50,000円

(3) 貸付期間

貸付を決定した日の属する月から正規の修学年限の終期まで

(4) 貸付方法

毎月の貸付ですが、数月分まとめての貸付も行ないます。

(5) 連帯保証人 2人必要です。

(6) 返還の猶予

貸付期間が終了したら、返還の債務が生じますが、岩美病院に勤務している間は、返還を猶予します。

(7) 返還の免除

奨学金を受けた期間に相当する期間、岩美病院に勤務したら返還を免除します。

(8) その他

- ①所得制限は設けておりません。
- ②他の奨学金制度と併用は可能です。

2. 募集要項について

(1) 対象者

奨学金の貸付の要件を満たす者

(2) 募集期間

平成21年4月1日から4月24日まで

(3) 貸付申請について

申請には、次の書類の提出が必要です。

- ①貸付申請書（病院で用意）
- ②学校等の在学証明書
- ③誓約書（病院で用意）

